

宮城県公共施設等総合管理方針に基づく個別施設計画

1 施設概要

中・小分類名	庁舎 合同庁舎
所管部局・課	総務部 管財課
施設管理者	経済商工観光部 大河原地方振興事務所
施設名	大河原合同庁舎
所在地	柴田郡大河原町字南129-1

棟名称	大河原合同庁舎
構造	鉄筋コンクリート
用途（建物種目）	事務所建
延べ面積	6,011.69 m ²
階数	地上4階
建築年	昭和45年
経過年数	47年
法定耐用年数	50年
目標使用年数	75年

2 計画期間 平成31（令和元）年度～令和22年度（22年間）

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態
調査診断結果（別添1）のとおり

4 当該施設の必要性

(1) 設置根拠規定

地方自治法第155条第1項、第156条第1項

行政機関設置条例第2条、第2条の2、第11条 ほか

(2) 必要性の有無とその理由（果たしている役割、機能、利用状況、重要性等）

必要性有り

【理由】

仙南広域行政圏を所管する6つの県地方機関及び県業務と関連性を有する1つの団体が入居し、施設の必要性は高い。

5 施設ごとの今後の対策

今後の修繕・更新計画方針（別添2-1）のとおり。

調査診断結果（調査 平成29年3月）

* A 全面更新 B 部分更新 C 補修 D 継続使用

部 位	周期 年数	経過 年数	判定*				総合評価	所見
			A	B	C	D		
気中開閉器	15	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
蓄電池(鉛) (直流電源装置)	10	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
蓄電池(鉛)触媒栓 (直流電源装置)	5	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
蓄電池充電器 (直流電源装置)	18	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
高低圧盤	30	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
分電盤類	30	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
自家発電設備(直流電源除)	30	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
照明設備(蛍光灯)	30	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
非常放送設備	30	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
自動火災報知設備	20	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
パッケージエアコン	15	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。
ユニット型空調機	20	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新 工事を実施し、問題は認められないため、 当面、改修は実施しない。

ファンコイル類	20	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
冷温水発生器(ボイラー)	30	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
ポンプ類	20	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
給水管	20	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
排水管(铸铁管)	20	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
昇降機設備(1号)	25	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
自動ドアエンジン	5	9	A	B	C	D	継続使用	平成20年に庁舎大規模改造に伴う更新工事を実施し、問題は認められないため、当面、改修は実施しない。
屋根防水(アスファルト)	30	11	A	B	C	D	継続使用	庁舎は昭和45年に竣工して、平成18年に大規模改造を実施しているので、当面、改修は実施しない。
内装(床ビニールタイル)	20	10	A	B	C	D	継続使用	庁舎は昭和45年に竣工して、平成19年に大規模改造を実施しているので、当面、改修は実施しない。
内装(ペイント塗り)	25	9	A	B	C	D	継続使用	庁舎は昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改造を実施しているので、当面、改修は実施しない。
木・鉄部調合ペイント塗り	9	8	A	B	C	D	継続使用	庁舎は昭和45年に竣工して、平成21年に大規模改造を実施しているので、当面、改修は実施しない。
外壁(シーリング)	20	7	A	B	C	D	継続使用	庁舎は昭和45年に竣工して、平成22年に大規模改造を実施しているので、当面、改修は実施しない。
外壁(塗装)	15	6	A	B	C	D	継続使用	庁舎は昭和45年に竣工して、平成23年に大規模改造を実施しているので、当面、改修は実施しない。

(1) 電気設備

受変電設備、自家発電設備、電灯設備、放送設備及び自動火災報知設備の各設備とも、本庁舎が昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事に伴う更新工事を実施しているため、問題は認められない。

故障発生の場合は、その都度の修繕工事により対応する。

(2) 機械設備

1) 空調設備

本庁舎は昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事に伴う更新工事を実施しているため、問題は認められない。なお、大規模改修工事の対象外であった検査棟の空調設備については老朽化が認められるが、使用頻度も少ないためその都度の修繕工事により対応する。

2) 衛生設備・昇降機設備・自動ドアエンジン

本庁舎は昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事に伴う更新工事を実施しているため、問題は認められない。

(3) 建築設備

1) 屋根防水・外壁・内壁

各施設とも、本庁舎が昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事を実施しているため、問題は認められない。

2) 耐震化等

平成10年に耐震化工事で耐震壁を設置している。

今後の修繕・更新計画方針

(1) 電気設備

受変電設備、自家発電設備、電灯設備、非常放送設備及び自動火災放置設備の各設備とも、本庁舎は昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事に伴う更新工事を実施しているため、当面、更新は実施しない。

故障発生の場合は、その都度の修繕工事により対応する。

(2) 機械設備

1) 空調設備

本庁舎は昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事に伴う更新工事を実施しているため、当面、更新は実施しない。大規模改修工事の対象外であった検査室の空調設備については、使用頻度が少ないためその都度の修繕工事により対応する。

2) 衛生設備・昇降機設備・自動ドアエンジン

本庁舎は昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事に伴う更新工事を実施しているため、当面、更新は行わない。

(3) 建築設備

屋根防水、外壁、内壁とも、本庁舎が昭和45年に竣工して、平成20年に大規模改修工事を実施しているため当面、改修は実施しない。

方針総括

建築の屋根防水、外壁、内装工事及び電気設備、空調、衛生設備、昇降機設備は、平成20年に大規模改修工事及びこれに合わせ更新工事を実施しているため、当面は改修を行わない。